

足立区地域防災計画

震災編
(令和3年度修正)



足立区防災会議

震災編 目 次

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要	1
第1節 計画の目的及び前提	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の全体像	3
第4節 計画の習熟	5
第5節 計画の修正	5
第6節 地区防災計画との連携	6
第2章 区等の基本的責務と役割	7
第1節 基本理念	7
第2節 区の責務	7
第3節 防災関係機関の責務	8
第4節 区内事業者の責務	8
第5節 区民の責務	8
第6節 区及び防災関係機関の役割	9
第3章 足立区の概況と被害想定	13
第1節 足立区の概況	13
第2節 地震災害の被害想定	15
第4章 減災目標と対策の方向性	28
第1節 基本目標	28
第2節 現在の到達状況	29
第3節 課題	43
第4節 対策の方向性	52
第5節 到達目標と取組内容	61

第2部 防災に関する組織と活動内容

第1章 災害対策本部設置基準	71
第1節 災害対策本部の設置の流れ	71
第2節 災害対策本部の組織及び活動	72
第3節 緊急災害対策本部の設置と組織及び活動	81

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要	82
第1節 地震等災害発生時の即応態勢	83
第2節 職員配備計画	85

第3章 防災関係機関等との相互協力関係	87
第1節 防災関係各機関との協力計画	87
第2節 都との協力計画	87
第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画	87
第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画	87

第3部 災害予防計画

第1章 区民と地域の防災力向上	89
第1節 区民の防災行動力の向上	89
第2節 地域における共助の推進	97
第3節 消防団（隊）の活動体制の強化	99
第4節 事業所における自助・共助の強化	101
第5節 ボランティア活動との連携	104
第6節 区民・行政・事業所等の連携	109
第7節 地区防災計画の策定	110

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり	111
第1節 安全に暮らせるまちづくり	111
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進	122
第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化	129
第4節 出火、延焼等の防止	132
第5節 復興税の活用	140

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	141
第1節 交通関係施設の安全確保	141
第2節 ライフラインの確保	153
第3節 エネルギーの確保	160

第4章 津波等対策	162
第1節 河川施設等の整備	162
第2節 水防活動	162
第3節 資器材の整備	163

第4節	津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化	163
第5節	津波予測等に対する避難誘導	164
第6節	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	165
第5章 応急対応力の強化		166
第1節	初動対応体制及び応急対策体制の整備	166
第2節	事業継続体制の確保	168
第3節	消火・救助・救急活動体制の整備	169
第4節	広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築	171
第5節	応急活動拠点等の整備	172
第6章 情報・通信の確保		176
第1節	情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備	176
第2節	住民等への情報提供体制の整備	182
第3節	住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知	185
第7章 医療救護・保健衛生等対策		186
第1節	初動医療体制の整備	186
第2節	医薬品・医療資器材の確保	189
第3節	医療施設の基盤整備	191
第4節	遺体の取扱い	192
第8章 帰宅困難者等対策		193
第1節	帰宅困難者対策条例に基づく対策強化	193
第2節	帰宅困難者への情報通信体制整備	200
第3節	一時滞在施設の確保	200
第4節	徒歩帰宅支援のための体制整備	205
第9章 避難者対策		207
第1節	避難体制の整備	207
第2節	指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化	209
第3節	避難所の管理運営体制の整備等	214
第4節	要配慮者対策	219
第5節	避難所外の避難者対策	222
第10章 物流・備蓄・輸送対策		223
第1節	食料及び生活必需品等の確保	223
第2節	飲料水及び生活用水の確保	225
第3節	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	227

第4節	輸送体制の整備	229
第5節	輸送車両等の確保	229
第6節	燃料の確保	230

第11章	放射性物質対策	231
第1節	情報伝達体制の整備	231
第2節	区民への情報提供等体制の整備	231
第3節	放射線量の把握体制の整備	231

第12章	住民の生活の早期再建対策	232
第1節	生活再建のための事前準備	232
第2節	防犯体制の構築	234
第3節	トイレの確保及びし尿処理	234
第4節	がれき、粗大ごみ、廃家電の処理	236
第5節	避難所ごみ・生活ごみの処理	237
第6節	災害救助法等	237
第7節	学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策	239

第13章	受援体制の整備	242
第1節	計画方針	242
第2節	受援体制の整備	245
第3節	相互応援協定締結自治体からの受援	245
第4節	受援体制の充実に向けた取組	248

第4部 災害応急対策計画

第1章	区民と地域による防災活動	251
第1節	自助による応急対策の実施	251
第2節	地域による応急対策の実施	252
第3節	消防団による応急対策の実施	254
第4節	事業所による応急対策の実施	254
第5節	ボランティアとの連携	254
第6節	地区防災計画策定地区での応急対策	258

第2章	河川施設、公共施設の危険防止活動	259
第1節	河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止	259
第2節	危険物等の応急措置による危険防止	269

第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保	284
第1節 交通ネットワークの機能確保	284
第2節 発災時のライフライン機能の確保	298
第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保	304
第4章 津波等対策	305
第1節 津波警報・注意報等の即時伝達	305
第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導	307
第3節 河川施設等の応急対策	309
第5章 応急対応の実施	310
第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動	310
第2節 消火・救助・救急活動	312
第3節 応援協力・派遣要請	319
第4節 応急活動拠点の調整	326
第5節 人材、資器材等の調達、配分	326
第6章 情報・通信活動	329
第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施	329
第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供	332
第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施	340
第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行	346
第5節 住民相互の情報連絡等	347
第7章 医療救護・保健衛生等対策	349
第1節 初動医療活動	349
第2節 医薬品・医療資器材の供給	361
第3節 医療施設の確保	365
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	366
第8章 帰宅困難者等対策	372
第1節 駅周辺での混乱防止	372
第2節 事業所等における帰宅困難者対策	378
第9章 避難者対策	381
第1節 避難誘導の実施	381
第2節 要配慮者対策	386
第3節 避難所の開設・運営	388
第4節 動物救護に関する事項	398

第5節	避難所外の避難者対策	401
第6節	ボランティアの受入れに関する事項	402
第7節	被災者の他地区への移送に関する事項	402
第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送		405
第1節	備蓄物資の供給	405
第2節	飲料水の供給	408
第3節	物資の調達要請	411
第4節	備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分	412
第5節	義援物資の取扱い	415
第6節	輸送車両の調達	415
第11章 放射性物質対策		418
第1節	迅速・的確な情報連絡	418
第2節	緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等	419
第3節	保健医療活動	420
第4節	放射線等使用施設の応急措置	420
第5節	核燃料物質輸送車両等の応急対策	421
第12章 住民の生活の早期再建対策		424
第1節	被災住宅の応急危険度判定	424
第2節	被災宅地の危険度判定	428
第3節	住家被害認定調査及びり災証明の発行準備・発行	429
第4節	防犯	432
第5節	義援金品の募集・受付	432
第6節	トイレの確保及びし尿処理	433
第7節	がれき、粗大ごみ、廃家電の処理	434
第8節	避難所ごみ・生活ごみの処理	437
第9節	災害救助法等の適用	438
第10節	激甚災害の指定	439
第11節	学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策	440
第13章 受援計画		443
第1節	受援体制	443
第2節	その他の自治体からの受援	447
第3節	都への応援要請（災害対策本部）	447
第4節	防災関係機関との連携（災害対策本部）	449
第5節	民間団体との協力	452

第6節 ボランティアの受入（総務部）	453
第7節 医療救援の支援受入（医療部）	454

第5部 災害復旧計画

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復	457
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	457
第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復	460
第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止	460
第2節 ライフラインの早期復旧	461
第3章 津波等対策	465
第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等	465
第4章 医療救護・保健衛生等対策	466
第1節 保健衛生体制の確立	466
第2節 火葬体制の確保	469
第5章 帰宅困難者等対策	472
第1節 徒歩帰宅者に対する代替輸送	472
第2節 徒歩帰宅者に対する支援	474
第6章 避難者対策	476
第1節 要配慮者生活支援	476
第7章 流通機能及び生活基盤の確保	478
第1節 多様なニーズへの対応	478
第2節 炊き出し	478
第3節 水の安全確保	479
第4節 生活用水の確保	480
第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供	480
第8章 放射性物質対策	481
第1節 保健医療活動	481
第2節 放射性物質への対応	481
第3節 風評被害対策	482

第9章 住民生活の早期再建施策	483
第1節 被災住宅の応急修理	483
第2節 応急仮設住宅の供給	484
第3節 被災者に対する生活相談等支援	488
第4節 義援金品の募集・受付・配分	490
第5節 被災者に対する生活再建資金援助等	492
第6節 職業のあっ旋	498
第7節 租税等の徴収猶予及び減免等	498
第8節 その他の生活確保	499
第9節 中小企業への融資	499
第10節 農林漁業関係者への融資	499
第11節 災害救助法の運用等	500
第12節 応急教育・保育・児童保育	503

第6部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方	507
第1節 復興の基本的考え方	507
第2節 生活復興と都市復興	507
第3節 震災復興に関する責務	509

第2章 復興本部	510
第1節 足立区震災復興本部の設置	510
第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係	510
第3節 復興本部における業務内容	510
第4節 復興本部の解散	513

第3章 震災復興計画の策定	514
第1節 都市復興（復興まちづくり）計画	514

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

概要	521
一覧	522